

議案第7号

亀山市職員給与条例の一部改正について

亀山市職員給与条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年2月20日提出

亀山市長 櫻井 義之

別紙

亀山市職員給与条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

亀山市職員給与条例の一部を改正する条例

亀山市職員給与条例（平成17年亀山市条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(通勤手当)</p> <p>第28条 [略]</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員支給単位期間につき、<u>6万6,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で定める額</u>（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第28条 [略]</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員<u>次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額</u>（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、</p>

で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

[号の細分を削る。]

[号の細分を削る。]

[号の細分を削る。]

[号の細分を削る。]

[号の細分を削る。]

[号の細分を削る。]

[号の細分を削る。]

[号の細分を削る。]

[号の細分を削る。]

その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道4キロメートル未満である職員 2, 100円

イ 使用距離が片道4キロメートル以上7キロメートル未満である職員 4, 200円

ウ 使用距離が片道7キロメートル以上10キロメートル未満である職員 5, 200円

エ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7, 100円

オ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10, 000円

カ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12, 900円

キ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15, 800円

ク 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18, 700円

ケ 使用距離が片道35キロメー

[号の細分を削る。]

[号の細分を削る。]

[号の細分を削る。]

[号の細分を削る。]

[号の細分を削る。]

(3) [略]

3 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあつては、規則で定める期間）に係る最初の月（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあつては、その翌月）の規則で定める日に支給する。

4～7 [略]

(宿日直手当)

第41条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1日につき4,

トル以上40キロメートル未満  
である職員 21,600円

コ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満  
である職員 24,400円

サ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満  
である職員 26,200円

シ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満  
である職員 28,000円

ス 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満  
である職員 29,800円

セ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,  
600円

(3) [略]

3 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあつては、規則で定める期間）に係る最初の月の規則で定める日に支給する。

4～7 [略]

(宿日直手当)

第41条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1日につき4,

<p><u>700円</u>（規則で定めるその他の特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては、<u>7,700円</u>）を超えない範囲内において市長の定める額を宿日直手当として支給する。</p> <p>2 [略]</p>	<p><u>400円</u>（規則で定めるその他の特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては、<u>7,200円</u>）を超えない範囲内において市長の定める額を宿日直手当として支給する。</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 表中の [ ] の記載は注記である。</p>	

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。